

占領軍による言論政策と言論の自由

右 崎 正 博

- 一 序——問題の所在
- 二 発禁と削除・プレス・コードによる検閲
- 三 経営陣の強化・「編集権」の成立
- 四 労働者の弾圧・レッド・パージ
- 五 結語

一 序——問題の所在

今日、独占的マス・メディアの存在のもとで、言論の自由の抑制は、国家権力の直接的介入という形態をとるよりも、むしろ、マス・メディア内部における「自主規制」という形態をとるのが一般的になっている。そのような形態での自由の抑制は、思想統制の現代的特色となっているばかりでなく、言論の自由の憲法的保障を空洞化させる大き

な要因ともなっている。⁽²⁾

現在我が国では、民主主義の広範な前進により、国家による自由の規制は、多くの面で大きく後退せざるを得なくされている。現在では、戦前のように、言論に対する公権力による直接的な規制体系は、もはや全面的には存在していない。⁽³⁾また、言論の行使の在り方を規律し、権力的にマス・コミ秩序を維持しようとしたかつての諸法令も、現在ではほとんど姿をとどめていない。⁽⁴⁾その意味では、マス・コミが法的な権力規制から大きく解放されたといってもよいであろう。

しかし、法的な権力規制から解放されたマス・コミが、同時に、あらゆる社会的経済的倫理的抑制から自由になったわけではない。かえって権力的規制が後退した現在、戦前には、権力規制があまりにも普遍的であまりにも強力であったために認識されずにきたさまざまな社会的経済的倫理的契機による抑制がはつきりと認識できるようになり、言論の自由にとって重大な問題として浮かびあがってきている。⁽⁵⁾

しかるに国家権力の側は、警職法改悪の失敗や、放送法改悪での挫折が端的に示しているように、戦前のような直接的規制を復活させるだけの政治的能力を、現在必ずしも持つてはいない。そのため現在では、国家にかわって、社会の支配層が、直接、思想・言論統制のイニシアティブをとるようになってきている。言論の自由の抑制も、マス・メディア内部で行なわれる「自主規制」によって、いわば「より多く市民社会内部にくみ込まれつつある」⁽⁶⁾のが現状である。

戦後我が国における、言論の自由抑制の、市民社会への内在化^{||}「自主規制」の成立に、もっとも大きな影響を与

えたのは、占領軍の言論政策であったように思われる。この観点からすれば、次の三つが検討すべき重要な課題として提出されるであろう。⁽⁷⁾ 第一には、プレス・コードによる検閲。第二には、いわゆる「編集権」の成立と経営者側によるその排他的掌握。そして第三に、占領軍が示唆し経営者側がそれに呼応したレッド・ページ、である。

言論の自由に及ぼす「自主規制」の問題性およびその法的検討の必要性は、すでに多くの論稿によって指摘されているが、しかし、それらの問題は、今日に至るまで、ほとんど解明されないまま残されてきている。ここでは、その困難な問題を説明する手がかりとして、すでに指摘したような状況全体を視野に含めながら、「自主規制」の原型の成立に至る過程を占領軍による言論政策と経営者側のそれへの対応という観点から、分析することにした。

(1) 家永三郎教授はその論文、「思想統制の現代的特色」現代と思想第一号（一九七〇年一〇月）七頁において、つぎのように指摘されている。「……戦前の思想統制が権力の直接統制を主にしていたのに対し、戦後の現代では権力のリモートコントロールによる自主規制を中心とする方向に変わりつつあるのが、もっとも大きな違いであろうと思う」と。

(2) 日高六郎他編「マス・コミュニケーション入門」（昭四二年、有斐閣）一九二—一九六頁参照。

(3) 放送法が唯一の例外であろう。一九五〇年五月二日に公布されたこの法律は、その成立過程に、すでに疑念が提出されている（戒能通孝「放送と言論」『自由と権利の法構造』昭四〇年、日本評論社）。放送と言論の自由の保障については、今まで十分に検討されてこなかったように思われるが、清水英夫「法とマス・コミュニケーション」（昭四五年、社会思想社）は、「放送法第三条の放送番組編集の自由は法律の留保をつけることは、少なくとも公共放送（NHK）を除いて（それにも全く疑問が無いわけではないが）、違憲立法の疑いがある」（二〇一頁）として、違憲性を指摘している。しかし、この規定がたとえ合憲だとしても、それが、戦前のような「準官営方式」を規定するものではなく（奥平康弘「表現の自由とは何か」一九七〇年、中央公論社、八頁）、「個々の番組内容に、権力の干渉、とくにときの政治権力による介入が加えられることは、憲法に

「反する」(伊藤正己「放送の公共性」日本民間放送連盟放送研究所編『放送の公共性』一九六六年、岩崎放送出版社、五六頁)と考えられる。

(4) 例外としては、関税法六七条および関税定率法二二条一項三号などにより課せられる税関検閲があげられる。とくに関税定率法は、明治四三年に制定され、旧憲法下において威力を発揮したものである。占領下においては、「日本国内における外国映画の輸入配給公開に対する規則」に基づいて総司令部が輸入許可をしており、関税定率法はいわば眠っていたが、占領終了とともに復活し、一九五四年の全文改正においても、この規定はそのまま生き残った。現在、その違憲性が強く主張されている。さしあたり、奥平康弘「税関検閲の違憲性」ジュリスト二四〇号参照。

(5) 奥平康弘「表現の自由とは何か」八頁参照。

(6) 奥平康弘「現代における政治的自由」現代と思想第九号(一九七二年九月)一二四頁。

(7) この点につき、奥平康弘「現代的言論統制と教科書」法律時報一九六九年八月臨時増刊『教科書裁判』八三頁参照。教授は、試論としてこの三点を提出されているが、本稿は、それに示唆されるところが大きい。

(8) 「自主規制」の言論の自由に及ぼす問題性およびその法的検討の必要性を指摘するものには次のものがある。渡辺洋三「現代資本主義と基本的人権」東大社会科学研究所編『基本的人権』1(一九六八年、東大出版会)二二九、二三三頁。同、法学セミナー連載「現代法概論」4、一九七一年八月号、一〇八―九頁。奥平康弘、前掲の三つの論稿の他、「表現の自由」宮沢遷曆記念『日本国憲法大系』第七卷(昭四〇年、有斐閣)一四二頁、など。また、言論の自由という見地から、「自主規制」を批判的にみるものとして、芦部信喜「現代における言論・出版の自由」東大社研編『基本的人権』4(一九六八年、東大出版会)。伊藤正己「現代における自由」岩波講座現代法2『現代法と国家』(一九六五年)。清水英夫「法とマス・コミュニケーション」。石村善治「言論の自由とマス・メディアの『自主規制』」福岡大三〇年記念論文集(一九五九年)。山本明「現代ジャーナリズム」(一九六七年、難渾社)などのほか数多くある。

しかし、「狭義の権力規制を媒介とせず、マスコミ企業内部で進行する自己規制その他社会過程の内部に組みこまれた抑制メカニズムおよびその機能を、憲法学的にどのようにとりあつかうか、ほぼまったく未開拓分野としてのこされている」

(奥平康弘「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」有倉遼吉編基本法コンメンタール2『憲法』別冊法学セミナー一九七〇年、八七頁)。なお、星野安三郎編「大衆行動の権利 表現の自由」(一九六九年、法律文化社)は、このような問題について、「倫理問題にはなりえても、本来的には法的問題にはなりえない」(四六頁)として、法的検討の可能性を否定的にとらえるようである。

また「自主規制」の実態を明らかにするものには、石村善治・齊藤文男編「問われた報道の自由」(一九七一年、法律文化社)、日本ジャーナリスト会議編「マスコミ黒書」(昭四三年、労働旬報社)、マスコミ共闘会議編「マスコミ一九七〇」(一九六九年、労働旬報社)、放送批評懇談会編「放送の自由は死滅したか」(一九七二年、社会思想社)など数多い。梶谷善久「マスコミ自主規制の型」(法律時報一九六八年六月号)は、過去の豊富な事例をもとに、それを六つに類型化している。

二 発禁と削除・・・プレス・コードによる検閲

戦後我が国における言論の自由の出発点としては、まず、ポツダム宣言(一九四五年七月二六日)の第一〇条があげられねばならない。それは「日本国政府は、日本国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を排除すべし。言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重は、確立せらるべし」と規定しており、ここにはじめて、言論の自由に関する基本的方向が明示された。

我が国政府は、降伏によって、このポツダム宣言を無条件に履行する義務を負い、連合国はそれを保障するために対日軍事占領を実施した。⁽¹⁾

対日統治政策は、直接軍政ではなく、たてまえとしては、あくまで間接統治であり、占領政策は、原則的には総司

令部から日本政府へ指令あるいは勧告され、日本政府を通じて実施されるという形式をとった。⁽²⁾しかるに、言論政策は、その検閲にみられるように直接軍政による管理が行なわれた。それは、言論政策が占領政策全体にとってきわめて重要な位置を占めていたためであるが、そのことは同時に、占領遂行のためにそれに重要な役割が課せられていたことを意味している。

占領軍による言論政策には、大きく分けて二つの性格のものがあつた。第一には、ポツダム宣言第一〇条にもられた民主化のための諸措置であり、これによって戦時統制体制の解体と除却がなされた。第二には、占領遂行のための諸措置であり、これには検閲をはじめとする全面的な管理・統制が含まれていた。占領軍は、日本政府に対しては言論の自由の尊重確立を指令しながら、みずからは言論・報道に対して、事前検閲をふくむきびしい規制を加えたのである。⁽³⁾

前者はまず、言論・思想・宗教・集会・結社等の権力的統制の廃棄から着手された。すなわち、一九四五年九月二四日に、覚書「政府から新聞を分離する件」が出され、日本新聞公社、同盟通信社が解体され、戦時下における新聞、通信の独占体制が崩された。ついで、九月二七日の覚書「新聞言論の自由に関する追加措置」によって、十三におよぶ戦前、戦時の言論統制法令が廃止された。⁽⁴⁾さらに、九月二九日の「新聞映画通信に対する一切の制限法令の撤廃の件」によって、新聞以外の分野にも自由が拡大された。これは、「遠く一九〇九年（明治四二年）に遡る」「あらゆる形式の意思表示の自由を制限する法令」の撤廃を要求するものであつた。⁽⁵⁾

また、一〇月四日の覚書「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限除却の件」は、治安維持法、思想犯保護観

察法、宗教団体をふくむ十五の法令と、⁽⁶⁾ それらを「改正、補足、執行するための一切の法律、勅令、命令、条例及び規則」の廃止と運用の停止を指令するものであり、同時に、一切の秘密警察機関、検閲、監督、保護観察などを営む内務省、司法省、警察などの関係諸機関部局の廃止を指令するものであった。⁽⁷⁾

これら一連の民主化のための諸措置は、二月二日、総司令部の日本民主化にかんする基本的指令は一段落したとの発表によって、ひとまず終結する。こうした占領当初の努力は、たしかに形のうえでは、軍国主義の掃と民主化のための戦時統制の解体と除却に向けられているかに見えた。しかし、それが、ポツダム宣言一〇条にもられた「連合国の合意にもとづいた反ファシズムの諸原則」⁽⁸⁾の実施というのではなく、その原則に反映された限りでのアメリカの利益のための措置であることがしだいに明らかになるにつれて、その限界もしだいに明らかとなってきた。

占領軍は、一方でこうして日本政府が戦前、戦時に実施してきた統制体制の解体と除却をすすめると同時に、他方では占領遂行のために、新しい統制を早くから実行に移していた。一九四五年八月三〇日厚木に降りたマッカーサーは、九月一〇日に至り、「日本管理方針に関する声明」を発表し、そのなかで、「日本の軍国主義および軍国的国家主義の根絶は、戦後の第一の目的であるが、占領軍の一つの目的は自由主義的傾向を奨励することである。言論、新聞、宗教および集会の自由は、占領軍の軍事的安全を維持する必要があることによってのみ制限される」と述べ、占領下における言論統制の意図と方向を示唆した。

同日、総司令部は「言論及新聞の自由に関する覚書」を発表し、より明確な形で、言論、報道にかんする取扱いを指令した。それは「言論の自由に関する制限は絶対的必要最小限に止むる」(第二項)との一般の見解を述べるとと

もに、「日本政府は……真実に符合せず若くは公安を害するニュースの伝播を防止する為め必要なる命令を発することを要す」(第一項)とし、さらに「最高司令官は真実に符合せず、若くは公安を害する如き報道をなす出版物、若くは放送局に対し発行停止又は業務停止を命ずる」(第五項)として、検閲の基準を示していた。

しかし、この覚書は、検閲の規準としてはあいまいで、解釈がむづかしく、したがって違反も多かった。⁽⁹⁾そのため、この覚書の具体的規律として、九月一九日、「日本に与うる新聞遵則」(プレス・コード)が発表された。それは、はつきりと、新聞に対する制限を目的とするものではないとしながらも、同時に「自由な新聞の持つ責任とその意味を、日本の新聞に教え込むためのものである」(前文)とし、この分野で占領軍が直接イニシアティブをとり管理・統制を推しすすめる姿勢を示していた。しかも、これには「新聞のニュース、社説、広告はもちろんこのほか日本で印刷されるあらゆる刊行物に適用される」(前文)ことが明記されていた。プレス・コードはつぎの一〇か条からなっていた。⁽¹⁰⁾

- 1 ニュースは厳格に真実に符合しなければならぬ。
- 2 直接たると間接たるとを問わず、公共安寧を紊すような事項を掲載してはならぬ。
- 3 連合国に関し虚偽又は破壊的批判をしてはならぬ。
- 4 連合国占領軍に対し破壊的な批判を加え、又は占領軍に対し不信若くは怨恨を招来するような事項を掲載してはならぬ。
- 5 連合国部隊の動静に関しては、公式に発表されない限り発表又は論議してはならぬ。

- 6 ニュースの筋は、事実通りを記載し且つ完全に編集上の意見を払拭したものでなければならぬ。
- 7 ニュースの筋は、宣伝の線に沿うよう脚色されてはならぬ。
- 8 ニュースの筋は宣伝の企図を強調し若くは展開すべく針小棒大に取扱つてはならぬ。
- 9 ニュースの筋は重要事実又は細部を省略してこれを歪曲してはならぬ。
- 10 新聞編集に当つてはニュースの筋は宣伝の意図を盛上げ又は展開する為め特に或事項を不当に顕出してはならぬ。

プレス・コードにもとづく検閲は、民事検閲局の手によって実行されたが、その検閲はきわめて巧妙で、「検閲の際、削除を命ぜられた部分は必ず削り、その他の部分を加筆訂正してはならず、しかも削除の痕跡をとどめてはならない」とされるほど徹底したものであった。検閲がきわめて寛大で、自由な印象を与えるよう配慮されていたのである。しかし、このような検閲は、占領軍およびその政策、ひいては占領軍の諸指令を実施に移した日本政府に対する批判的報道をもいちじるしく困難にしたのである。しかも、プレス・コードの規範性はきわめて重く、その違反に対しては発行禁止、業務停止はもちろん、軍事裁判（軍法会議）により重労働が課せられた事実も伝えられている。¹³³

こうした検閲の運用は、当時のマス・コミ関係者を戦慄させるのに十分であった。そのため、新聞各社は、「検閲週報」を社内内に流して検閲にかからぬ用心をしたことが伝えられている。¹³⁴ しかも、そうした措置は、発行禁止や業務停止、あるいは発行直前での記事の差し止めによる経済的打撃を回避するという経営上の配慮によって、多くなされたのであるが、それは、経営上の配慮を通して、占領軍当局の意図を貫徹させるものにはかならなかつた。今日の

「自主規制」は、こうして、プレス・コードのもとでつちかわれたのである。

このプレス・コードは内容上、二つに大別できよう。一つは、言論・報道の真实性および宣伝（政治的意図）の排除に重点を置くもの（1、6—10項）であり、他は公安の維持および連合国と占領軍に関する言論・報道の規制に重点を置くもの（2—5項）である。後者は直接に、占領軍の占領行動にかかわるものであり、形式的には占領の終了とともに廃棄される性質のものであった。しかし、前者は、言論ないし報道のより内面にかかわるものであった。それは（今日「客観主義ジャーナリズム」あるいは「報道の客観主義」と呼ばれているものであるが）、その後の我が国の言論・報道の根本的性格を決定づけるものであり、その影響はより深刻であった。

翌一九四六年七月、¹⁶⁶占領軍のイニシアティブのもとに日本新聞協会が設立されたが、その最初の事業成果たる「新聞倫理綱領」（一九四六年七月二三日、補正一九五五年五月一日）は、新聞の「指導精神」としてつぎのようになされたのである。「日本を民主的平和国家として再建するに当たり、新聞に課せられた使命はまことに重大である。これをもっともすみやかに、かつ効果的に達成するためには、新聞は高い倫理的水準を保ち、職業の権威を高め、その機能を完全に発揮しなければならない」（前文）。そして、このような見地から、報道、評論の自由に対し、新聞はみずからの節制により、つぎのような限界を設けるとして、第二項において五点をあげた。¹⁶⁷

イ 報道の原則は事件の真相を正確忠実に伝えることである。

ロ ニュースの報道には絶対に記者個人の意見をさしはさんではならない。

ハ ニュースの取り扱いに当たっては、それが何者かの宣伝に利用されぬよう厳に警戒せねばならない。

ニ 人に関する批評は、その人の面前において直接語りうる限度にとどむべきである。

ホ 故意に真実から離れようとするかたよった評論は、新聞道に反することを知るべきである。

この倫理綱領は、いわゆる「報道の客観主義」の立場を宣明するものであるが、その文面かられき然とわかることは、日本の新聞支配層が占領軍の言論政策をそのまま受容したということである。そして、このことは、占領軍による言論・報道統制を日本の新聞支配層が代位したことを意味している。彼らは、占領軍にかわって、みずから「検閲」を実行したのである。

以上みてきたように、プレス・コードは一面では、軍国主義的宣伝（政治的意図）を排除するための占領軍の検閲を実行する規程であったが、他面では権力的手段によって課せられた「自主規制」準則という性格のものにほかならなかった。

(1) 連合国軍による対日占領は、ポツダム宣言第七条により実施されたが、実質的には、アメリカの単独軍事占領とかわるところはなかった。アメリカ政府は、すでに一九四五年八月一三日、合衆国統合参謀本部指令で連合国軍事最高司令官総司令部の設置を決め、八月一四日の日本政府あて通報のなかで、マッカーサーが連合国軍最高司令官に任命されたことを伝えてきた。また、九月二日に発表されたアメリカ政府のマッカーサーあて指令「降伏後初期における合衆国の対日政策」によれば、連合国軍という名の占領軍は、「米国の任命する最高司令官の指揮下にあるもの」とされ、万一、「主要連合国に意見の不一致を生じたる場合に於ては米国の政策に従うもの」とされていたのである。アメリカはこうして、早くもポツダム宣言の精神を殺してしまった。

後にモスクワ三国外相会議（十二月一六—二六日）の結果、ワシントンに極東委員会が設置され、形のうえではそこで政策

が決定されることになった。しかし、それが決定に至るまでの間は、アメリカ政府が、「中間措置」として、自らの意思を実行できるとされ、そのため、たとえば警察予備隊の創設（一九五〇年七月）のごとき、他の連合諸国の疑惑と反対が当然に予想されるものは、ほとんどこの「中間措置」によってなされたのである。また、二月二十八日、東京に連合国対日理事会が設けられたが、極東委員会が決定機関であるとの理由で、最高司令官の協議に応ずる諮問機関としての性格にとどめられた。前芝確三・岡本清一「占領体制」日本資本主義講座第三卷（昭二八年、岩波書店）。

- (2) それは、本質的には、「日本の支配階級を自らに従属せしめることによって、日本の被支配人民を、決定的にその軍事的帝國主義的支配のもとにおく方式」（前芝確三・岡本清一・前掲三四頁）であった。
- (3) 松浦総三「占領下の言論弾圧」（昭四四年、現代ジャーナリズム出版会）を参照せられたい。
- (4) 新聞紙法、国家総動員法、新聞紙等掲載制限令、新聞事業令、言論出版集會結社等臨時取締法、言論出版集會結社等臨時取締法施行規則、戦時刑事特別法、国防保安法、軍機保護法、重要産業団体令、および重要産業団体令施行規則がそれである。
- (5) さらに、一〇月一六日の「映画事業の政府統制解除に関する覚書」とあわせて、出版法、出版法施行規則、出版事業令、映画法、映画法施行規則等、ほとんどの制限法令が失効した。
- (6) このほか、思想犯保護監察法施行令、保護監察所官制、予防拘禁手続令、予防拘禁処遇令、国防保安令、国防保安法施行令、治安維持法の下に於ける弁護士指定規程、軍用資源秘密保護法、軍用資源秘密保護法施行令、軍用資源秘密保護法施行規則、軍機保護法、軍機保護法施行規則、がそれである。
- (7) この覚書は、さらに、内務大臣、警保局長、警視總監、府県警察部長および全特別高等警察官の罷免、および政治犯、思想犯の即時釈放を指令していた。
- (8) 藤井松一・大江志乃夫「戦後日本の歴史」上（一九七〇年、青木書店）一〇頁。
- (9) この間に、九月一四日『同盟通信』即時業務停止事件、一八日『朝日新聞』発禁事件、一九日『ニッポンタイムズ』発禁事件が起きている。
- (10) 占領軍関係の資料は、日高六郎編「戦後資料マスコミ」（一九七〇年、日本評論社）によった。

(11) 『図書新聞』一九五二年五月二六日。民事検閲局による「プレス・コードにもとづく検閲の要領にかんする細則」にすぎのような規定がある。「検閲に関して記述し、またはなんらかの技術的方法によつて、検閲事項を暗示することを禁ずる。墨による記事の削除、二重刷りによる変更、および空白の残置もこれをゆるさず。おなじく伏字、たとえば点(……………)丸(○○)〇(〇)ばつばつ(×××)の使用もその目的の如何を問わずこれを禁ずる」(第六項)。

(12) 一九四六年六月四日『読売新聞』は、一面に「食糧供出促進に新措置」という記事を四段抜きで掲載し、「政府の態度は本質的に地主擁護の性格をもつものとされている」と結んだ。それが、ニュースのなかに記者の批判を加えてはならないという占領軍の新聞指導に背き、プレス・コードに違反するという理由で、嚴重な警告を受けた。この事件が発端となつて惹起されたのが第二次読売争議である。

(13) 北川隆吉・高木教典・田口富久治・中野収編「講座現代日本のマス・コミュニケーション」(一九七二年、青木書店) 第二卷一四四頁。

(14) 日本ジャーナリスト会議編「マスコミ黒書」二〇二頁。南博「アメリカの対日文化政策」日本資本主義講座第三卷三九一頁。

(15) 青地晨「わが体験的言論統制」『週刊読書人』一九六七年六月一九日号参照。また渡辺誠毅「新聞の自由とその経営的基盤」(法律時報一九六八年八月号)は、現在でも、企業維持のために、多大な経営上の配慮が新聞報道に払われていることを明らかにしている。新聞の経営構造については、さしあたり、「特集・新聞の責任と商業構造」環境一九七二年七月号を参照。

(16) 一九四六年春は、占領軍の政策の大きな転換期であつた。それは、一九四六年三月五日のチャーチルのフルトンでの「鉄のカーテン」演説に始まり、対日理事会でのアチソン反共声明(四六年五月)、トルーマン・ドクトリン(四七年三月)、ロイヤル米陸軍長官の「日本反共防壁化」声明(四八年一月)、朝鮮戦争(五〇年六月)へと至る。アメリカの反共政策展開に対応するあらわれであつた。こうしたなかで、総司令部は大幅な人事移動を行ない、ニューディラー派と呼ばれ、新聞民主化に影響を与えた民間情報教育局のダイク局長、パーコフ新聞課長が退任し、かわつて局長にニュージエント、新聞課長にインボデンが就任した。

(17) 日本新聞協会の設立は、戦後の新聞界民主化の嵐に、動揺しなすすべを知らなかつた新聞経営者に対する総司令部のテコ入

れであった。ダイクは五月一八日、マッカーサーと会見、新聞政策の変更について承諾を得たうえ、五月二七日の新聞代表との会見で、「全国の新聞社が自発的に新聞連合（アソシエイション・オブ・プレス）のごときものを組織し、早急に『新聞信条』を選定すること」を指示した。日本側は編集者協会的な組織の設立を意図したが、総司令部の反対をうけて実現しなかった。かくして、発行・編集の両側面を統合した日本新聞協会が発足することになった。新聞協会が、占領軍のイニシアティブによりながら、アメリカにおける発行者協会と編集者協会との分離形態をとらなかつたことは、経営者による編集の掌握が総司令部にとって焦眉の急であつたからにはかならない。山本明「現代ジャーナリズム」二二一—二頁参照。

(18) 日本新聞協会編「日本新聞年鑑」一九五六年版。

(19) このような立場が、実際には「公正中立」「不偏不党」というスローガンと結びつくことにより結局は「体制的バイアス」をもつて機能せざるを得ないものとなるという点につき、田口富久治「戦後の政治過程におけるマス・コミの役割」『講座現代日本のマス・コミュニケーション』第二巻八頁以下参照。

(20) しかしながら、これによつて、占領軍自身の手による検閲が放棄されたわけではない。かえつて、「新聞倫理綱領」を自らの言論・報道統制の道具として使用した。マッカーサーは、「アカハタ責任者追放に関する指令」（一九五〇年六月七日）のなかでつぎのように述べている。「二年前に検閲は最終的に停止され、かくて新聞は自己の責任に基き自由に発行するようになりただ米国の新聞協会の綱領を手本として作られた原則と倫理に軍事的安全に必要な最低限の制限を補足した新聞倫理綱領を守る義務が課せられた」（傍点引用者）。

(21) この点につき、奥平康弘「現代的言論統制と教科書」参照。ここでは、プレス・コードが「一面では天皇制的出版警察の撤廃をはかるとともに、それに代わる占領軍の検閲を執行するためのもの」であつたと述べられているが、わたくしは、プレス・コードに「天皇制的出版警察の撤廃をはかる」意図まであつたとする点は疑わしく思う。というのは、すでに述べたように、天皇制的出版警察は、直接には、一〇月四日付覚書で廃止されているからである。

三 経営陣の強化・・「編集権」の成立

一九四五年の敗戦直後、新聞界では、新聞民主化運動が急速に高まった。その運動にみられた第一の特徴は、それが単に企業内の民主化にとどまらず、新聞製作のイニシアティブを新聞労働者の手に収め、自らは常に民衆の側に立つべきことを明確に主張した点であった。⁽¹⁾ こうした運動の高揚が占領軍の「民主化」政策にささえられるところは大きかったということは否定できないが、新聞の民主的な編集方針を確保し、保障する原動力が、新聞労働者の団結と前進にあったことは、その時期の紙面が如実に示していた。

しかし、こうした新聞民主化の運動が、戦後急激に成長をなし遂げた労働運動に呼応し、占領軍による上からの「民主化」の枠を越えて、政治過程にまさに登場せんとしたとき、それは、「民主化」を占領政策の枠内におしとどめ、言論政策をも反ソ反共という政策の一環にくみ入れようとする占領軍の方針と、決定的に対決しなければならなかった。すなわち、一九四六年、幣原内閣打倒人民大会（四月七日）、第一七回メーデー（五月一日）、食糧メーデー（五月一九日）とつづく空前の大衆運動の高揚に対し、五月一日、対日理事会においてアメリカ代表アチソンは共産主義を歓迎しないと声明、つづいて二〇日、マッカーサーは声明を發して、大衆デモを大衆的暴力行為と呼び、それが占領自体の根本目的と安全を脅かすものであるとの警告を發したのである。

このマッカーサーの警告が出された同じ日、総司令部スポークスマンが記者会見の席でつぎのように述べたが、それがいわゆる「編集権」成立の出発点となったと考えられる。⁽³⁾ すなわち、それは、日本の新聞経営者に組合が干渉し

たり、記者が社説や新聞政策を支配せんとしていることについて多くのことが伝えられているが、正確なニュースを報道する責任は「一に社主、社長、編集局長にあり、断じて他の者に委ねられるべきでない。」(傍点引用者) というものであった。このような趣旨は、つづいて、五月二二日、二四日のインボデンの声明、二七日のダイクの声明によって、くり返し強調されたがとくに六月一三日、ダイクにかわって民間情報教育局長として赴任したニュージエントの新任挨拶のなかで集約的に示されたのである。それはつぎのように述べた。

「新聞の責任管理者は社主又はその選んだ経営者である。新聞の論説および報道態度を決定し実行に移すのはもっぱら彼らである。彼らは社会に対する責任およびその責任を果すため与えられた自由に思いを致し政府当局が事実を曲げたり、自分に都合のいい見方を押しつけようとする場合には勿論、民間の個人でも団体でも、彼らが自分の本来の目的、方針に干渉を加えようとする場合には断乎としてこれに抵抗すべきである。この場合たとい相手は、自社の社員であつても然りである。」(傍点引用者)

この声明は、新聞の編集方針の決定と責任が経営者に帰するものだという点を強調していたが、この点こそ、実は、「編集権」概念の出発点であり、その基本的性格の中核をなすものであった。⁽⁴⁾つまり、この声明のねらいは、経営者に強力な権限を与えて、紙面への労働者の影響力を排除し、新聞民主化運動の結果としてあらわれていた民主的紙面を転換させることであつたと思われるのである。そして、このような意図はまず、日本新聞協会の設立(四六年七月)による経営陣の強化として具体化され(新聞協会の最初の事業成果たる「新聞倫理綱領」が、プレス・コードをその内容にくみ込んでいたことはすでに述べた)、その後、『読売新聞』(四六年六月)、『北海道新聞』(四六年七月)など

の争議を経るなかで、編集方針の変更、指導的労働者の解雇として具体化されていった。

とりわけ、一九四六年六月にはじまった第二次読売争議では、はじめに、会社側から「編集権」という概念が提示され、⁽⁵⁾それ以後各社の労働争議を経るなかで、しだいにその概念内容を付加されていくことになった。すなわち、翌一九四七年二月の『西日本新聞』の争議にあたって、インボデンは、労働組合の「編集権」侵害を理由に、闘争責任者五人の解雇を経営者に勧告したが、このとき、会社側が規定した「編集権」の範囲は「取材・整理・印刷・発送など新聞製作にいたる発行に直接関係ある全工程およびこれに関係する機構人事を包括する」⁽⁶⁾というもので、およそ新聞社の社業のすべてを「編集権」の名のもとに包含してしまふものであった。このような経緯を経るなかで、一九四八年三月三日に至って、総司令部経済科学局労働課が、「日本の新聞および出版事業における編集方針および記事内容に対する責任に関する声明」を発表したが、それは、「新聞、出版事業においては編集方針、編集内容および記事内容の決定」については、経営者に「単独かつ全的な責任」(傍点引用者)があるとしたうえで、つぎのように述べたのである。

「新聞、出版事業の被備者は、記事内容をゆがめたり記事報道に誇張を加えたり評論内容に影響を与えたり、あるいは印刷物の発行配布を妨害したりして実力を用いて直接たると間接たるとを問わず編集方針または印刷物の内容を決定しようとしてはならない。このような行為は明らかに被備者個人としても、または組織体としても固有の職分を外れたものである。経営者はこの分野でもし必要ならば経営者の責任を単独に遂行することを保障するために、適当な処罰措置をとることは正当である。」(傍点引用者)

総司令部は、ここに至って、「編集権」侵害に対しては経営者に処罰権があることを認め、労働者には労働法上の保護が与えられないことを、はじめて明らかにしたのである。かくして「編集権」は労働法に優先するものとされるに至った。こうして一九四六年五月二〇日のスポークスマン声明に端を発した「編集権」は、いくつかの労働争議を経るなかでしだいに拡張され、その概念を明確化していった。そして、労働課声明にひきつづき、それに支援された形で、三月一六日、日本新聞協会が「新聞編集権の確保に関する声明」を発表したのである。その全文はつぎの通りである。¹⁷⁾

新聞の自由は憲法により保障された権利であり、法律によって禁じられている場合を除き一切の問題に関し公正な評論、事実に即する報道を行う自由である。この自由はあらゆる自由権の基礎であり民主社会の維持発展に欠くことが出来ぬものである。またこの自由が確保されて始めて責任ある新聞が出来るものであるから、これを確立維持することは新聞人に課せられた重大な責任である。編集権はこうした責任を遂行する必要上何人によっても認められるべき特殊な権能である。

一 編集権の内容 編集権とは新聞の編集方針を決定施行し報道の真実、評論の公正並びに公表方法の適正を維持するなど新聞編集に必要な一切の管理を行う権能である。編集方針とは基本的な編集綱領の外に随時発生するニュースの取扱いに関する個別的具体的方針を含む。報道の真実、評論の公正、公表方法の適正の基準は日本新聞協会の定めた新聞倫理綱領による。

二 編集権の行使者 編集内容に対する最終的責任は経営、編集管理者に帰せられるものであるから編集権を行使

するものは、経営管理者およびその委託を受けた編集管理者に限られる。新聞企業が法人組織の場合には取締役会、理事会などが経営管理者として編集権行使の主体となる。

三 編集権の確保 新聞の経営、編集管理者は常時編集権確保に必要な手段を講ずると共に個人たると、団体たると、外部たると、内部たるとを問わずあらゆるものに対し編集権を守る義務がある。外部からの侵害に対してはあくまでこれを拒否する。また内部においても故意に報道、評論の眞実公正および公表方法の適正を害し、あるいは定められた編集方針に従わぬものは何人といえども編集権を侵害したものととしてこれを排除する。編集内容を理由として印刷、配布を妨害する行為は編集権の侵害である。(傍点引用者)

ここに示された「編集権」がいかなるものであるかは、改めて説明を要しないであろう。それは、第二次読売争議や西日本争議において、占領軍をバックとする経営者から、くり返し主張されてきたところのものそのものである。そして、その第一の特徴は、それが外部からの侵害に対してよりも、もっぱら「内部からの侵害」の懸念に貫かれていることであろう。このように規定された「編集権」は、かくして、もっぱら新聞の編集方針の決定過程から新聞労働者を排除し、その労働権を制限する理論的根拠として機能することになった。

すなわち、一方で「定められた編集方針に従わぬものは何人といえども編集権を侵害したものとしてこれを排除する」とされたが、他方では、その編集方針の決定は会社側だけが有する排他的権利であって、労働者・労働組合側はこれにいささかも関与できないとする「編集権」条項が、総司令部の指導によって、各社の労働協約・就業規則等に盛り込まれていったのである。⁽⁹⁾ しかも、そればかりではなく、「編集権」侵害に対する懲戒に関しては救済規定がほ

とどかないに等しいところが多いのである。したがって、そうした労働協約等のもとでは、単に、「編集権」侵害を理由に解雇・懲罰が一方的に行なわれる恐れがあるのみならず、編集方針に対する批判すら禁じられ、ひいては労働協約等の「編集権」条項改定の試みすら、「編集権」侵害としてしりぞけられる可能性が強いのである。「編集権」は、こうして、言論機関の民主的運営や受け手大衆との交流の契機を、制度的にも奪ってしまうという機能を発揮するのである。

このようにしてその成立をみた「編集権」は、占領軍が、新聞編集のイニシアティブを再び経営者の側に取り戻した「凱歌」であった。以後「編集権」はレッド・ページまで猛威をふるった。それは、レッド・ページを生み出す土壌を準備したのである。

以上に見てきたところからわかるように、「編集権」概念の成立は、そのものが占領軍による言論政策の所産である。しかもそれを成立させることが、言論政策の主要な環として遂行されてきたことがわかる。占領軍は、経営者に強力な権限と責任とを与えることによって、労働者を編集方針決定過程から排除し、その力によって支えられていた民主的紙面を転換させようと企図したのである。しかも、その方法としては、民主主義の拡大によって、直接の言論弾圧、新聞編集方針への介入という形はもはやとり得ず、したがって経営権（所有権）から派生する「編集権」の提示と、その行使の奨励という形をとるほかになく、こうして言論の自由の抑制の市民社会内部へのくみ込みがなされていったのである。

レッド・ページ以後、「編集権」が直接に労働運動弾圧の道具として使われることはなくなった。それは、ひとつ

には、レッド・パージによって労働運動が徹底的に弾圧され、運動が退潮した結果、「編集権」を表面に持ち出す必要が、失ってなくなったためであろうと思われる。しかし、「編集権」そのものは消え去ったわけではなく、現在も隠然たる力を持ちつづけている。^四

(1) たとえば『朝日新聞』は、一九四五年八月二三日の社説「自らを罪するの弁」につづいて、東京本社従業員による「新聞民主主義体制確立に関する声明」において、「言論の自由に対する責任は新聞の製作方針を新聞従業員の手で確保する以外にはあり得ない」と述べた。そしてそれを受けて一月七日に発表された宣言「国民とともに起たん」はつぎのように結んだ。「今後の朝日新聞は全従業員の総意を基調として運営さるべく、つねに国民とともに起ち、その声を声とするであろう。いまや狂瀾怒濤の秋、日本民主主義の確立途上、来るべきもろの困難に対して、朝日新聞はあくまで国民の機関たることをここに宣言する」。

また『読売新聞』では、社内機構の民主化、編集第一主義の確立を要求して第一次読売争議が起こり、従業員組合が、編集・工務をふくむいっさいの経営を管理する戦術をとり、ほぼ完全に要求を獲得する。「今日以後読売新聞は真に民衆の友となり、永久に人民の機関紙たることをここに宣言する。……われらは今後この民主主義的編集と発行とに精魂を打ち込みもって日本の人民大衆と手を握り、真の人民の力を盛り上げらせ、人民が確実に主権者となるまで、飽くまで民主主義革命の完遂を期すべく自信を獲得したのである」(社説「読売争議の解決」一九四五年二月二日)。なお、この争議については、増山太助「第一次読売争議史」労働運動史研究五三三号(昭四五年)が詳しく記録している。

(2) 『日本資本主義講座』別巻二三頁はつぎのように記述している。「民主主義のための中心的勢力である労働者階級の組織化は急速にすすみ、労働組合法公布(四五年一月二二日)直後の一月末にその数九二五に達した労働組合は、同法施行(三月一日)直後の四月末には組合数七、三五七、組織人員二七九万人となり、さらに六月末には、それぞれ一万二、〇〇六、三六八万人に増加した。そして、組織化は電気・国鉄・通信・金属・機械・鉄鋼・造船・通運・化学・映画・新聞・印刷出版・官

公庁(非現業)とあらゆる分野におよび、争議戦術は資本家と政府にとつてもつとも打撃であつた生産管理・業務管理等をその主な形態とした」(傍点引用者)。

(3) 「編集権」の成立に関しては、山本明「編集権」の成立過程」『現代ジャーナリズム』所収、新井直之「現代ジャーナリズムの『編集・編成権』講座現代日本のマス・コミュニケーション第四巻所収、がある。

(4) それは、新聞の私的所有の原則の強調にはかならず、原理的には、言論機関の私有が言論の自由にとつて不可欠なものとすする「プレス」の社会的責任論」と同じ立場に立つものといえる。奥平康弘「現代的言論統制と教科書」は、この「社会的責任論」が「自主規制」の成立過程に、イデオロギー上の支柱を与えたと指摘する。しかも我が国では、企業内部の民主化や受け手との交流の制度化などの手続きを欠落させて、たんに形式面のみが摂取された。なお、「社会的責任論」と「自主規制」の理論的な結びつきについては、シュラム編(内川芳美訳)『マス・コミの自由に関する四理論』(昭二八年、東京創元新社)所収の、ピータスン「プレスに関する社会的責任理論」(第三章)、とりわけ一七七頁以下参照。

(5) この争議の発端については、すでに前章の注の一二で述べた。六月一三日のニュージエント新任挨拶は、各社の編集責任者、社主を集めて行なわれたが、それから帰った馬場読売社長は、役付職員一〇〇名を社長室に集め、「総司令部の新聞管理方針にそうため、経営者の編集権を確立」と言明した。なお、この争議の全容は、増山太助「第二次読売争議史(上)」労働運動史研究五四号(昭四七年)、同「第二次読売争議史(下)」労働運動史研究五五―五六号(昭四八年)に詳細に記録されている。

(6) 新井直之「新聞戦後史」(一九七二年、栗田出版会)二二―四頁。

(7) 日高六郎編「戦後資料マスコミ」七四頁。

(8) 三月三日の労働課声明は、それについて「もし必要があればこの責任についての明確な文面を出来るだけ早い機会に新聞・出版事業のあらゆる団体協約中に入られるべきである。」と述べていた。

(9) 以後、各社の労働協約・就業規則等に、「編集権」条項がぞくぞく採用された。新聞協会六〇年七月調査によれば、五〇社四七協約中、何らかの「編集権」条項をもつものが七割あつた。しかも、こうして決定された編集方針が、「公正中立」「不

偏不党」をうたう。たとえば「あらゆる権力から独立し、左右に偏しない社論と報道によって、自由にして民主的な社会の確立に寄与する」(毎日新聞編集綱領)、また「不偏不党の地に立つて言論の自由を貫き、民主国家の完成と世界平和の確立に寄与す」(朝日新聞綱領)。前章の注一九参照。

(10) たとえば『宮崎日日新聞』「会社が明示する編集方針の侵害に基づき組合員を解雇懲罰に付する場合は組合の同意を必要としない。組合は侵害の事実の有無について異議ある場合は異議の申入れができる。」また、『朝日新聞』「会社が編集方針(記事・論説)を決定する権利の侵害を理由として、組合員を解雇、異動、処罰する場合は、組合および当該組合員に通告する。組合または当該組合員に異議ある場合は、異議の申入れができる。」

(11) 以後、下山事件(四九年七月五日)、三鷹事件(七月一日)、松川事件(八月一日)という一連のフレイム・アップにおいて、政府はこれらすべてを共産党あるいは戦闘的労組員の仕業として大々的に宣伝を開始するが、マス・コミは権力の意のままに反共キャンペーンを展開していく。

(12) 占領軍当局―経営者側のこうした攻勢に対して、労働者側は、一九四八年五月六日、新聞第一第四回定期大会において、「編集権問題に関する声明」を発表し、八項目からなる見解を示したが、そこにはもはや「言論の自由に対する責任は新聞の製作方針を新聞従業員の手に確保する以外にはあり得ない」と述べたあの高揚は見られない。(日高六郎編「戦後資料マスコミ」八一頁)

1 いわゆる編集権とは、経営者が編集方針を紙面製作過程において具体化する業務上の権限であり、経営権の一部であつて、何等法を超越した特権ではない。

2 編集方針とは、経営者がプレス・コードをじゅん守し、現行法のもとに新聞製作を行うための私的基準である。

3 編集方針の決定に当っては、従業員の意見をとり入れるため、労使双方で協議すべきである。

4 編集方針にもとづく紙面製作とは、編集関係のみを指し、他の製作部面をふくまない。

5 経営者は、決定された編集方針をすべての従業員に明示、徹底する責任がある。

6 編集方針の違反を予想し、あるいは違反の具体的事実を欠いた一切の人事は違法であり、また編集方針違反事実の有無

の判定およびこれに伴う措置は、労使双方により、場合によっては第三者を加えて、協議決定すべきである。

7 編集方針の決定、業務上の具体化およびその結果についての一切の責任は経営者にある。

8 以上の諸点を総合し、いわゆる編集権は、われわれ労働者の有する一切の法的権利を何等制約しうるものではない。

四 労働者の弾圧…レッド・ページ

占領軍は、「編集権」の成立によって、編集方針決定過程から労働者を排除し、紙面からその影響力を弱化させることに成功したが、さらに進んで、指導的労働者を言論機関から永久に追放し、彼らの影響力をことごとく払拭せんとしたのであった。それが、いわゆるレッド・ページである。朝鮮戦争の勃発した一九五〇年六月から九月にかけて、「共産主義者あるいはその同調者」というレッテルのもとに、彼らは職場からつぎつぎと解雇されていった。その数は新聞、通信、放送関係だけで五〇社七〇四名にのぼり（マス・コミ関係では、その他に印刷出版一三社一六〇名、映画三社一一三名が解雇されている）、全産業では一万二千余名に達している。レッド・ページの全貌は、現在なお完全には明らかにされていないが、その発端が新聞、通信、放送の各事業であり、この分野での解雇者数の従業員総数に占める割合が二・三パーセントと、他産業（平均〇・三八パーセント）にくらべて異常に高いことからわかるように、その中心的目標が新聞、通信、放送の各事業であったことは明らかである⁽¹⁾⁽²⁾。そして、それが言論の自由の確保、確立にとって容易ならぬ出来事であったことはいままでもない。すでに、新憲法は「言論、出版その他一切の表現の自由」をいかなる留保もなしに保障しており（二二条）、しかも「不斷の努力によって、これを保持しなければな

らない」ことを規定していた(一二条)。ところが、新聞、通信、放送の経営者たちは、不断の努力を放棄しただけでなく、みずから言論の自由を歪曲、圧殺する側に立ったのである。そして、その後、現在に至るまで、これら各事業は、同じ性格の経営者によって運営されてきているのである。

レッド・ページは、すでに一九四九年九月三〇日、マッカーサーの「第二回新聞週間に対する声明」によって、その布石がなされている。マッカーサーは、そのなかで「新日本の建設における新聞の責任をかえりみると、過去一年間、真に自由な、またあくまで客観的な新聞道の確立に向かって目覚ましい進歩が認められるのは実に心強いかぎりである」と述べているが、ここでマッカーサーのいう「過去一年間の目覚ましい進歩」というものが、日本新聞協会による「編集権確保に関する声明」の発表と、それに基づく経営者側の記事内容への攻勢、新聞労働者の政治活動の制限あるいは禁止などの動きなどを指すものであることは推測に難くない。この声明は、一方でこうした経営者側の行動を賞賛すると同時に、他方で、新聞経営者たちに占領政策の転換を確認し、朝鮮戦争に備えて思想的な地ならしの役目を果たすよう期待するというものであり、敗戦以後日本の言論界に吹き荒れた民主化の嵐を圧殺し、言論機関を、世論統制の道具として再編成する意図を示唆するものであった。⁽⁴⁾このような背景のもとに、翌一九五〇年六月七日のマッカーサーの日本政府あて「アカハタ責任者追放に関する指令」によって、レッド・ページが着手された。これは、日本政府に『アカハタ』の関係者一七人の追放を指令するものであった。そして、この指令につづいて、朝鮮戦争勃発の翌日、渉外局特別発表という形で、マッカーサーの「アカハタ三〇日間発行停止に関する指令」(六月二六日)が、四六年一月四日の「政党その他諸団体廃止に関する覚書」⁽⁵⁾とそれに基づく「占領目的違反取締令」(四六年六月

一二日）を適用して強行発令された。この指令は、七月一八日に至って、「アカハタ等に対する無期限停刊に関する指令」にとつてかわられる。⁽⁶⁾そして、以後の言論各機関のレッド・ページのさい、主として援用されたのが、この七月一八日指令であった。これはマッカーサーから吉田茂首相あて書簡という体裁をとっていたが、そのなかではつぎのように述べられていた。

「今や自由世界の諸軍隊が偉大な闘いに従事しているとき、社会のすべての部門はそれに伴うそれぞれの責任を受けこれを忠実に遂行しなければならない。これらの責任中、一般民衆への報道機関に課せられる責任以上に重大なものはない。……しかしながら過去の出来事は共産主義者が報道をその国家の転覆と暴力行使の教義を広めるための手段に使用していることに多大な危険の潜んでいることを警告している。……それゆえ日本において共産主義が少数分子を無法状態に陥れることによつて言論の自由を乱用し続ける限り報道手段の自由な使用は公共の利益に鑑み拒否されねばならない。」

そして、この指令に支援され、呼応する形で、七月二八日、新聞、通信、放送の各社が、全国いっせいに共産主義者またはその同調者とみられる者に解雇を通告した。読売新聞社社長名による同日付「布告」は、この解雇が占領軍司令官マッカーサーの指示によるものであったこと、また関係筋からの重なる示唆があったことを述べるとともに、つぎのようにつづけている。⁽⁷⁾

「今回の措置は一切の国内法規、あるいは労働協約等に優先するものであることを社員諸君はよく諒承の上、平静に社務に精励されんことを望むものであります。なおこれと同じ措置が同じ日、同じ時刻に全国の主要なる新聞通

信放送会社で一斉に行なわれていることを申しそえておきます。」

特徴的なのは、こうした措置が、当時の労使関係のもとでは企業単独の力ではなし得ず、占領軍の圧力によって占領軍の力を背景として実行されていること、そして、それが全言論機関の規模でいっせいになされていることである。このことは、各言論機関内に働く労働者たちに大きな影響を与えたと同時に、その後の言論各機関の体質形成、および今日に至るまでのその行動を規定する大きな要因となっているのである。

一方、こうした言論機関の措置に対し、占領軍当局は、それらの措置が占領軍の指令であったということはあくまでも否定しながらも、それら各言論機関のこうしたその自主的な措置に対しては、絶大な賛意を表明するのをおしまなかった。ニュージエントは、八月三日、次のような声明を発表している。

「最近日本の各新聞、発行者および放送協会、経営者がその内部機構を再検討した結果、顕在的および潜在的な破壊的分子を解雇した措置は、単に時宜を得た英断であったのみならず、昭和二五年七月一八日マッカーサー元帥が吉田首相に送った書簡の内容、すなわち共産主義者がその破壊的暴力的教義の宣伝に公けの報道機関を使用することは明らかに危険であるとの趣旨に合致するものである。」⁽⁸⁾（傍点引用者）

占領軍は、こうして、各言論機関のレッド・ページがあくまで、それら各機関の所有者経営者の自発的な意志に基づくものであることを装おうことによって、抑圧の契機を市民社会へ内在化させたのであった。「元来、マスコミ産業における労働問題は通常のそれとちがってマスコミ内容統制を包含する。そこでのレッド・ページは、たんに労働者とその政治的信条によって弾圧するだけでなく、出版内容の『偏向』を正すことを目的としてなされる」と指摘さ

占領軍による言論政策と言論の自由
 れるように、レッド・ページによって結果的には言論統制、思想統制が目ざされていたといえるのである。⁽⁹⁾

表 I. 新聞・通信・放送関係解雇者数

(1)

N H K	119	伊	勢	9	北	国	3
朝 日	104	東	京	8	山 陰	日 日	3
毎 日	49	愛	媛	8	茨	城	3
中 日	36	神	戸	7	岡 山	新 報	3
共同通信	35	南	日 本	7	日 向	日 日	3
北 海 道	35	京	都	6	岩 手	新 報	3
読 売	34	産	経	6	岐 阜	タイムズ	3
中 国	21	四	国	6	東 京	タイムズ	2
河 北	20	徳	島	6	新 大 阪		2
日 経	20	大	阪	5	石	川	2
山 形	18	函	館	4	中 部	経 済	2
西 日 本	17	名 古 屋	タイムズ	4	北	日 本	2
フクニチ	17	高	知	4	時 事	新 報	2
時事通信	16	山	陽	4	富	山	1
夕刊京都	11	千	葉	4	信	陽	1
上 毛	11	新	愛 媛	4	島	根	1
日 本 海	9	新	岩 手	4			

注) 労働省「資料労働運動史」(1950年)より。

(2)

表 II. 産業別解雇者数

産 業 別	社 数	解雇者数	通 告 月 日
新 聞 放 送	50	704	7.24— 8. 5
電 産	10	2317	8.26
映 画	3	113	9.22
日 通	1	515	9.25
石 炭	66	2020	10.15—10.30
金 属 鋁 山	18	302	10.20—10.30
石 油	6	91	10.20—10.28
私 鉄 輛	37	525	10.21—10.25
車 船	7	94	10.10—10.28
造 鋼	19	601	10.16—10. 8
鉄 自 動 車	48	1002	10.17—11. 8
刷 出 版	18	147	10.10—11. 6
印 工	12	160	10.26—11. 4
電 学	21	381	10.18—11. 7
化 器	122	1410	10. 5—11.10
機 器	49	438	10.10—11.11
電 線	4	31	10.30—11. 9
非 鉄 金 属	6	46	10.27—11. 9
食 糧	2	15	10.29
織 維	20	144	10.17—11.10
医 療	2	46	8.28—10.19
木 材	5	11	10.18—11. 4
銀 行	7	20	10.20—11.27
生 保	4	19	11.28
官庁・公企体	13	1170	10.30—11.22
計	550	12146	

注) 労働省調べ(1950年12月), ただし官庁・公共
企業体のみ人事院調べ(1950年11月)。

(3)

『共同通信』社会部は、一九四九年五月三〇日、東京都公安条例反対デモで東交の一組合員が死んだ事件を伝える記事を配信した。これに対し、総司令部は、六月一八日に至って、「意図ある宣伝をたしかめずに取り次いだ」と指摘、プレス・コード違反として警告を発した。そしてこれを「共産党員ならびに同調者のしわざ」として非難した。それに対し、会社側は、六月二一日から「編集主査」制を実施した。これは編集幹部六人を「編集主査」に任命し、交代で二四時間すべてのニュースを

占領軍による言論政策と言論の自由

監視させる制度である。これによって、総司令部の警告を受けそうな内容はすべてチェックされた。また同時に、共産党共同通信細胞にたいして社内での政治活動を停止するよう「要求書」を出し、つづいて、編集関係の共産党員一〇名を新たに「資料室」を設けてそこに隔離してしまった（七月一八日）。これがいわゆる「資料室事件」である。新井直之「新聞戦後史」六三頁以下。

- (4) まさにこの直前、九月二四日にソ連が原爆保有を公表し、アメリカの核独占体制がくずれ去った。また中国では、人民解放軍が、前年十二月の北京入城につき、この年四月南京に入城、蔣介石は台湾に逃れ（五月）、中華人民共和国がまさに成立（一〇月一〇日）せんとしていた。
- (5) この覚書は、もともと国家主義的団体、軍国主義的団体の解散を指令するものであった。しかし、その第一項Aにつきのように記されている、「占領軍に対する反抗又は反対あるいは連合軍総司令官の指令を実行するための日本政府命令に抵抗又は反対するもの」。
- (6) この二つの指令によって発行停止を命ぜられた『アカハタ』およびその関係紙は、合計実に一二三六を数えた。この数はその後五一年までに一七三七にのぼった。その指令がいかに徹底的に遂行されたかがわかる。
- (7) 日高六郎編「戦後資料マスコミ」九二頁。
- (8) 他方、日本政府も、この追放に全面的に賛成し、経営者側に協力した。七月二九日大橋法務総裁は参議院法務委員会で、「政府といたしましては、この新聞報道機関の経営者諸君の自由な行動にたいしましては、……全般的に賛意を表しますると同時に、かつ極力これを支援するものである」と述べた。また、八月三日岡崎官房長官も同趣旨の見解を発表した。
- (9) 奥平康弘「現代的言論統制と教科書」八三頁。
- (10) レッド・ページ後いくばくもない一〇月一三日、言論戦犯として追放中の新聞経営者、ジャーナリスト二〇二名の追放が解除され、以後ぞくぞくと言論界に復帰した。この追放解除は、いわばレッド・ページと表裏する政治的措置であり、以後、新聞論調は急速に右旋回していき、サンフランシスコ講和、日米安全保障の両条約締結の地ならしをすることになった。その間の事情については、日本ジャーナリスト会議編「マスコミ黒書」二〇九—一〇頁参照。

五 結 語

以上において、我が国の敗戦からサンフランシスコ講和に至る時期の占領軍による言論政策をみてきたが、それは、一方では軍国主義的統制を排除するとともに、他方では絶対的な軍事力を背景に新たな言論統制を実施するものであった。本稿での考察は、主として後者に向けられたが、それによって明らかなのは、それが三つの側面をもっていたことである。一つには発禁と削除処分を中心とする検閲であり、二つには経営指導という名での編集過程への介入であり、三つには労働者の弾圧であった。しかも、これらは、占領という事実のもとに、覚書、声明、指令等を通して強権的に実施に移されたのであり、個々にではなく相互に有機的に採用され、利用されたのであった。

その間であつて、すでに日本国憲法は公布（一九四六年一月三日）、施行（一九四七年五月三日）され、言論の自由は大幅に保障されるに至つていた。したがつて、そこでの言論統制も、直接の言論弾圧はもはやなしえず、占領軍にかわつて、経営者層が言論の抑制を代位するほかなかつたのである。そして、そこに、われわれは、今日大きな問題となつてゐる「自主規制」のいわば原型ともいふべきものの成立をみてとることができるといふことができる。

ただ、注意すべきことは、占領下における「自主規制」が占領権力のイニシアティブによつており、経営者側にとつて必ずしも積極的意味を持つていたわけではなかつたのに対し、今日のそれは、経営者側の積極的なイニシアティブによつて行なわれているということであろう。そこには、「自主規制」の担い手が、占領軍（権力）から経営者層（市民）へと変わったことによる質的な相違が存在する。この移行が、まさに抑制の市民社会への内在化の過程と

考えられるのである。そして、その過程で最も大きな役割を果たしたのは、占領下において成立した「編集権」であったと思われる。それにみられる、言論の自由の経営権へのすりかえが、言論の自由の抑制を市民社会へと内在化させる機能を果たしてきたのであり、それが今日、言論の自由の憲法的保障を空洞化させる大きな要因となっているのである。

また、本稿では、占領軍による言論政策と経営者側のそれへの対応という観点に重きを置いたために、そこに当然交錯してくる労働者側の対応を、十分に論じることができなかったが、ただ試論としてつけ加えれば、労働者側がこれに有効に対処しえず、結果的に経営者側に譲歩せざるを得なく終わったのは、労働者の側の経験が浅く、運動が未成熟であったこと、加えてみずからの手で政治犯、思想犯の解放をたかいたることができず、結果として占領軍を解放軍として規定せざるを得ないという占領軍に対する権力規定の甘さがあったためであろうと考えられる。